令和5年7月13日作成

法		令	ì	2	名:	: 風	俗	営業	等	適工	E化	法															
根	拠	<u>.</u>	条	項	: 第	£3	1 🖇	その	1	5 第	第2	項															
処	分	の	概	要	: 虐	舗	型電	 1	異個	生紀	引介	営	業の	廃.	止有	令命											
原	権者	· (=	委任	先)	: 7	福井	県	公多	安委	員	会																
,	令 風俗 (店	営	業等	適」	E化									〔に	おい	いて	準	用す	る第	第 2	8	条	第	1項	į •	第	2
処	分	基	準	: !	別	氏 2	0	とま	3 9																		
;	合 福井 電話	県		本語								:企画	画課	営	業係	系											
備		<u> </u>	考:																								